

天保凶録

中

松本清張

朝日新聞社

天保凶録
● 中 ●
松本清張

天保図録（中巻）

昭和四〇年六月一〇日第一刷

定価 四二〇円

著者 松本清張

発行者 朝日新聞社 浜名二正

印刷所 図書印刷

製本所 清美堂製本

発行所 朝日新聞社
東京 北九州
大阪 名古屋

落丁本・乱丁本はおとりかえいたしません

天保図録

(中巻)

目次

法 令 雨 下	7
くらがえ女郎	29
苛 察	54
茶 屋 の 客	78
紋	102
捲 返 し	134
大奥への指	165

花 火 火 事 188

絶 頂 の 人 219

二 つ の 邂 逅 249

茂 平 次 出 向 273

お 浜 御 殿 304

了 善 煩 悩 327

装帧 伊藤憲治

天
保
図
録
(中卷)

法令雨下

水野忠邦は、新たに鳥居甲斐守忠耀^{ただき}を南町奉行としたことで、自分の改革の実行に存分にとりかかることができた。

これまでは矢部駿河守定謙^{ていけん}がいたため、水野はとかく掣^{さし}肘^{しゆう}されるかたちとなっていた。こういう町奉行がいては水野もやりにくい。法令は、行政官僚の協力なくしては実績が上がらないのだ。矢部はともするとこっちの足を引張りそうな男だ、という危惧^{きこん}を忠邦は持っている。彼は、矢部の顔を御用部屋などで見ると、気負い立った心が萎縮^{しじゆく}してしまうのだ。

忠邦は、矢部をその職から辞めさせるだけでいいと思っ

ていたが、鳥居の策動は、思いもよらず矢部の罪科をつくりあげ、桑名に流してしまう仕儀となった。南町奉行所の与力佐久間伝藏の女房が駕籠訴^{かごぐ}をしたことも、矢部の失脚を急速に決定したかたちになった。

忠邦は、その矢部が桑名藩の幽居で憤死したと聞いて、寝ざめはよくなかった。彼もまた矢部の一人物であったことを認めないわけにはゆかなかった。その矢部が餓死^{がし}してまで自分を恨んだかと思うと、眼の前が暗く翳^{かげ}ってくる。

そんな気の浮かない顔の忠邦に鳥居は、

「いや、あれくらいに処置しておかないと、いつ、矢部がまた出て来て反対勢力に加わるか分かりませぬ。ちと強^{きう}いようだが、これであなたの座を脅^{おび}かす禍根は絶たれたのです。これからは思いのままになされませ。自分もできるだけお力になります」

と、しきりと激励した。

鳥居は、単に協力するというだけでなく、もっと積極的だった。自分でも立案して、それを実行に移すときは、細心の配慮をした。

由来、官僚とは、上司の意図を見抜いて、その具体化に

率先して当るのが能吏とされている。その点、鳥居は、忠邦が言出さないことでも、ちゃんと呑み込んで法案をつくってくる。のみならず、法令の下部徹底は、その監察如何にあることを忠邦に進言した。これは別段忠邦に断るまでもなく、鳥居が町奉行という地位になったので、いくらでも取締りができることだった。

改革令は、矢部が奉行職に在る前年の夏から出されていたが、実際に峻烈を極めたのは鳥居の奉行就任からである。

水野は、物価安定を図るため、市中の庶民が分不相応な贅沢をしているのを禁じた。しかし、どのように禁令を出しても物価は一向に下がらない。

彼は、その原因を調べてみて、江戸に入ってくる大阪方面からの物資の値段が、いわゆる問屋仲間の一手に握られていることを発見した。つまり、限られた数の仲買が商品独占して、中間搾取を行っているのである。彼らは、その特権で生産地の値段を叩き、消費値段をつり上げているのである。それによって生じる利潤は巨額に上っている。

江戸は、物資の巨大な消費都市である。問屋仲間は「株」

組織で、組合員は一定の人数を制限されて、それ以上にはふやさないしくみにしている。

忠邦は、畢竟、これらの悪商人が特権を握って物価を操作しているから、いかに奢侈禁止令を出しても値下げの成績が上がらないとして、問屋組合の解散を思い立った。問屋組合の中でも、殊に菱垣廻船問屋が最も相場をつり上げているとみた。

大阪から江戸へさまざまな商品が運送されるが、この海運の便を開いたのが元和五年ごろのこと、寛永元年には大阪北浜町和泉屋平右衛門という者が海運問屋をはじめたが、その運船を「菱垣船」と言った。この船に限って垣楯のすじを菱垣にしたから、その名前が起った。ところで、江戸の繁昌につれて灘あたりから送りこまれる酒の量がふえて、享保年間に、その酒樽の輸送だけを専門にする運船が起った。これを樽廻船という。

菱垣と樽の二つの海運組合が輸送権を独占したため、綿、油などの各貨物を取扱う商人たちも協議して規約を設け、元禄七年に、初めてその商品に応じた同業組合ができた。

絹布・太物・小間物・雛人形を扱う「内店組」、同じく荒物・塗物・打物を扱う「通町組」、薬種と砂糖を扱う「薬種店組」、釘・銅・鉄物などを扱う「釘店組」、畳表・青蓮を扱う「表組」、水・油を扱う「河岸組」、紙・蠟燭を扱う「紙店組」、それと酒類の「酒店組」ができた。以上八種の組合に、前記の二つを入れてこれを十組問屋といった。

ところが、その後、十組問屋は、組合数をだんだんに増して六十五組に及んだ。そのため、結局、文政六年以後、年々、船主から二百両、同業組合から一万両ずつの冥加金を幕府に納めることにして、営業者の数を限り、ほかには同業を営ませないという規約の認可を得た。冥加金とは、こういう特権を認めてもらった幕府へのお礼ということになっているが、税金のようなものだ。

この特権的な組合組織は、おいおい他の業種にも及び、湯屋、髪結床のような営業にも次第にそれを見倣うものが出てきて、その組合員となる資格の「株」は、それ自体が売買の価値を生じた。これも大そうな高値を呼んだ。

水野忠邦は、江戸中の問屋、仲買、小売などで株組合の

制度を全廢して、商売は何びとも勝手次第、という解放令を出した。これは天保十二年の十二月十三日の令だ。

「菱垣廻船問屋共より、年々金一万二百兩づつ為_二冥加_一上納金致来候処、問屋共不正之趣相聞候間、以来不_レ及_二上納_一候。尤向後右仲間株札は勿論、此外共すべて、問屋仲間組合杯と唱候儀不_二相成_一候。右に付ては是迄船積来り候諸品は勿論、都て何国より出候何品にても、素人直売買可_レ為_二勝手次第_一、且又諸国産之類、其外すべて江戸表へ相廻し候品も、問屋に不_レ限、諸々出入之者共に引受、売捌候儀勝手次第に候。右之通り問屋共に不_レ限、町中不_レ洩様可_二触知_一者也」

同月十八日の令。

「菱垣樽荷物之儀、規定有_レ之候処、此度問屋組合等令ニ停止、諸品素人直売買可_レ為_二勝手次第_一旨申渡候に付ては、菱垣樽船積荷物之儀、向後は迄之規定に不拘、船主相対次第、便利の方へ積込、差支無_レ之様運送可_レ致候。尤菱垣之方は、文政之度紀伊殿より貸渡有_レ之候天目船印、差障候儀有_レ之間、已来相用申間敷候。尤紀伊殿へ御返上可_レ致候」

水野忠邦は、この二つの法令が大そう自慢げであつた。彼は公儀の威光で、すぐに十組組合をはじめあらゆる問屋が解体し、市中の値段が一挙に下落するものと期待していた。

ところが、一月になつても値段は下がらぬ。暮れから正月にかけては商品の需要が増すので、そのせいかと思つて待つていたところ、二月に入つても下落の兆候がない。三月に入つても市価は小ゆるぎもしなかつた。

ここで水野は鳥居に相談した。

鳥居は、かねてからその配下を江戸市中に放つて具さに実情を探つていたから、いわゆる下情には通じている。

彼は水野の語問に答えた。

「これは、畢竟、まだ問屋連中がお布令に対してたかを括つてゐるからです。在来のようにお布令一本では、到底、その徹底はできません。それに、十組組合などは二百年も前からつづいたものであり、その多くは甘い汁を吸つてきた豪商が加わつております。なかなか、冥加金免除などと言うことを聞くはずはありません。彼らにすれば、一挙にして巨額の利益を失うことになりますからな」

「では、どうしたらいいか？」

「政令はあくまでも嚴重にすることです。それに違背した者はてまえが取締ります。その法文はてまえが立案しましょう」

鳥居は、そう請合つて、忽ち原案を作つて忠邦に見せた。その政令が三月二日の十組廃止に関する追加令である。その要旨は次の通りだ。

「巨額の冥加金免除を有難いことと思わず、なお、問屋の名目を唱え、組合も解けないもののように心得る者があるのは不埒至極である。以後、組合仲間、問屋などを唱えることを嚴禁する。但し、米商内は米屋、油商内は油屋と唱えるがよい。商業方法も仲売りに卸すばかりでなく、小売りを専らにし、たとえ卸を断るとも小売りのほうには間に合うようにし、且つまた卸方より小売値段のほうを高くすることはならない。この上相守らない輩は、時刻を移さず嚴重に吟味の上お仕置を行う。」

また、湯屋、髪結床の類は諸品の値段に関わらぬものによつて、特に組合仲間の廃止令は沙汰しなかつたが、同商売のうち賃銀を安くする者があると、組合の者が故障を申出ると聞くが、不埒千万である。以後、右商売の者

も、株札はもちろん、組合仲間など唱えることを厳禁した上、町内そのほかに同商売のもの何軒出来ようと、値を安くしようと差支えない」

しかし、この告諭を出しても、まだ市中に大した効果がないのを見て取ると、つづいて次のような布令を出した。

「このたび、諸品値下げの儀仰せ出されたのは、畢竟、細民の生活安定の御仁慈、有難い御趣意に付き、町人一同感服仕り、商人は力の及ぶ限り値下げいたすはずのところ、表向き値下げをいたし、内実は品物を落し、または日方を減らしたのもこれある由御聴きに入り、右の類の名前申上げよとの御沙汰である。

右は風聞までのことだが、万一、右などの名前御聴きに入つたならば、いかようのお咎めあるやも測られず、恐れ入る次第によつて、一同嚴重に相心得、商品精良、量目たつぷり、値段決着いたさなければならぬ。かく論しても相変らず不正の商売をいたすならば、容赦なく名前を申立つべく、その節になつて後悔いたされまじく、予め申聞かせる」

この文句の中に出てくる「御聴き」とは、將軍の耳に達

するという意味で、むろん、將軍家がいちいち細かな市中の値段の報告を受けるわけではない。いうなれば、商人の無言の抵抗が意外に強いのを知つて、將軍の名前を出し、恫喝に出たのだ。

しかし、物価は一向に下がる様子はない。

なぜ、物価が下がらないのだろうか。

忠邦は、これは商人が物資を買占めするからだと断じた。それで、他国へ前金を払つて商品を買止め、積送りをわざと見合せて、そこに困り置いてはならぬ、という布令を出した。また、問屋、株などという称号は一切まかりならぬ、と言出したので、江戸市中からは問屋と名のついた暖簾や看板が全部消えた。

同時に、江戸の消費階級にも重ねて贅沢品の追放を指令した。その頃の富裕な町人は、子供の襦さえ絹糸でかがつて、立派な桐函に入れたものを買つていたが、一個一両以上の値はざらであつた。勿論、女の着る着物に贅を尽した。

鳥居が南町奉行に就職した翌年の十三年四月の布令はこ

うであつた。

近年、女ども裾よけと唱うるものをまとい、裾をからげて通行し、あるいは女童が衿掛を用いるも、そのもとは全く儉約の趣意であつたものが、今日ではかえつて無益の伊達を飾り、華美のために用いるようになったのは、まことに心得違ひである。よつて、「町人男女の衣服の儀、たとえ絹、紬でも羽二重電紋に紛らわしき品、並びに浮織、綾織等に似寄つた、すべて手数をかけたる織方の品は一切無用の趣意」とし、女の衣服類に大そうな織物、縫物は用いてはならず、縫金糸などが入つても小袖表一つ代金三百目、染模様小袖一つ百五十目限り、それ以上の品は売買とも相成らぬ、と達した。

高価な品物の禁令は次のような布令となつた。

「石灯籠、手水鉢、踏段、庭石等に無益の人力を費やして莫大な高金で売出すものがあるが、爾今、金十両以上に当るものの製造販売を禁止する。

陶器類に近來専ら新奇を競つて作り、就中、石灯籠の形、あるいは井桁などを模するものさへある。これらの陶器の本性に不似合ひのものは売買を禁止する。植木鉢

もまた高価なものを禁止する。金三両以上の植木鉢物の売買を禁ずる」

法令は各方面に互ひ、微に入り細に互つてゐる。これは一つのものに手をつければ、次々と際限なく対象がひろがるからである。

その法令の主なものを見てみると、以上のほか、次のようなものがある。

葬礼の節、多人数の見送りを止めて、施主三、四人に限る。……面体を包む頭巾を禁ずる。……諸所の楊弓場の女を廃めさせる。……町々の女髪結を禁止する。……鼈甲、櫛、筭は百目に限る。……両国の旅役者芝居を止めさせる。……歌浄瑠璃師で男は女弟子を採つてはならない、同様に女師匠は男弟子を採つてはならない。役者、遊女の団扇絵と一枚絵を禁止する。……手遊物に金銀箔を使つてはならない。……雛人形の高さは八寸限りとする。

諸所の富籤を禁止する。……町々の念仏題目に鉦や太鼓を入れてはならない。……町人の武芸稽古を禁止する。……武家地へ町人の居住を禁止する。……灸、鍼看板で笑絵に紛らわしいものは止めさせる。……町々の町家が勝手に

増築することを禁ずる。……川舟のすだれを下ろすことを止めさせる。……諸所の床店を取払いにする。……近年流行の人情本を発売に禁ずる。……月水速流薬（墮胎薬）の発売禁止。――

風俗の肅正は、儉約令と不可分ではあり得ない。質素の徹底をはかつて、消費者の購買欲を抑えんと共に、一方では、株札仲間という中間的仲買業者の特権を剥ぎとって、いつでも誰でもがその商売に新しく参加できることによつて自由競争を起させ、自然の値下りを狙つたのだ。今までは生産地に物資がだぶついていても、株札仲間の手で抑えられて高値を維持してきた。この制度が崩壊すれば、このような特権的な操作が許されなくなるから、物資は安い値で市場に氾濫するであろう、とみた。つまり、需要を抑えて、供給を解き放つたのだ。

それでも市中の相場は下がらない。

なぜだろうか。実際、株札仲間の禁止によつて新しく営業に参加する者は出て来た。たとえば、新規開業ができなかった湯屋、髪結床などは開業者がぼつぼつ現れて来て、なかには、神田蠟燭町の九兵衛という者は薬湯を開業した

ところが、男女入れ混みにしたので大当りをとっている。尤も、これはすぐに入れ混みはまかりならぬと禁止された。

制限が解けたので、新しく開業する者はたしかに続出した。しかるに、商品が巷に溢れ出るかと思うと、かえつて市中から物資が欠乏してゆくような奇現象を呈してきた。

これは、十組問屋組合のような伝統的な商業団体を解体させたので、かえつて金融機関が貸出しを渋るようになったからである。なんといっても組合制度は特権的な商業制度だっただけに、信用は絶対的であつた。それが崩れてしまふと、商人は各個ばらばらになつてしまったのみならず、商売先行きの不安も伴う。金貸しが貸付けを躊躇するようになったのは、その理由からで、ここに金融の逼迫が起るようになった。

また、消費者の購買力を儉約令の名前で抑えるようにした政策は、生産地の物資の回りを低下させ、問屋もまた仕入れを手控えるようになった。金融の逼迫と、商品の仕入れ手控えが、水野忠邦の思惑とは全く反対の方向に現象を走らせたのである。

だが、なんと言っても、その最大の原因は、幕府財政の枯渇^{こかつ}にあった。幕府は歴代の財政の窮乏を補うため、しきりと貨幣の改鋳を行っている。この悪貨の氾濫^{はんらん}が一方に物価高を呼んだのだ。現に天保九年にも何度目かの吹替えを行っている。

こういう通貨改悪方針を改めないで、ただ命令一本だけで物価の引下げができると信じたところに、水野忠邦の大きな過誤があった。

金貨を鑄^く直して金の含有量を減らし、質の悪い流通貨幣に水増しすれば、物価高になってくるのは当然である。忠邦は物価安定策に苦しんだが、ここに、その根本原因となっている改鋳^{かいしゅう}を喜んでいるひとりがいた。

その男は、本町一丁目の、奥行およそ七十二間、幅四十六間の地域に、長屋門と黒板塀^{くろいたて}をとりめぐらした内で贅^{ぜい}沢な生活をしている、御金改役後藤三右衛門であった。

彼は、その本家である庄三郎と同様の家格に登用されて騎馬登城の待遇を受け、家臣一統には帯刀を許されている。三右衛門は、もともと、信州飯田の百姓の伴^{まがれ}であるか

ら、今でも色が黒い。

——大体、貨幣の吹替えを行うのは、家康が江戸に入府した慶長以来、代々襲名の後藤庄三郎が当っていたが、十一代庄三郎光包^{みつかね}が幕府の咎^{とが}めを蒙^{こうむ}って絶家となった結果、庄三郎の縁戚^{えんせき}というので、新しく御金改役に先代三右衛門が任命されたのである。現在の三右衛門は実名を光亨という養子だが、文化十三年子の歳十二月に家督を相続した。

彼は、文化十五年に幕府の命で二分判金を吹立てて以来、屋敷内の建物を増設し、文政二年には小判と一分金を改鋳した。

三右衛門はつづいて天保六年に当百^{とうひゃく}銭を鑄^くたが、八年には五両判を新造し、小判一分の改鋳に従った。その間に金二十万両を幕府に献上し、天保九年には、年来の功績によって時服二領を賜っている。

さて、後藤三右衛門が、なぜ、改鋳を喜ぶかといえば、それによって後藤家が多大な利潤を上げることができるからだ。

ここで、少しばかり、当時の貨幣制度にふれておく。日本に金が一ばん多く産出された時代は戦国時代の末期